



北村 あや子 区政ニュース

6月からいよいよ4万円定額減税 かなり複雑です

物価高騰に伴う課税者への「4万円の定額減税」に向けて区でも準備が進められています。税金の納め方で住民税の減税時期が異なります。所得税も減税実施方法が複数あります。あまりにも複雑…。



額がすでに決定しているため)

給与支払者や自治体の負担が大きい

給与支払者は減税の重複を避けるため、複数事業所から所得がある方や不要人数などを正確に把握する必要があります。また、今年度から年金を受け取る方など減税方法が異なる中で、約21万人の区民ひとりひとりについて情報を整理し、間違いなく実施しなければならず、自治体と担当職員も、とても大変です。

自治体の負担を増やしてしまう場当たりの減税ではないほうがよかったのではないかと、現金給付のほうが良かったのではないかなど、区議会委員会質疑でも議論になりました。しかも、国から支給される事務費では足りず、約9500万円が区の持ち出しになることもわかりました。

物価高騰の原因となっている円安への対策、輸入頼みの農作物・エネルギー政策の転換、そして消費税の減税などが必要ではないかと考えます。

ご意見をお寄せください。

【住民税の問合せ】

税務課課税係

電話番号:03-3802-3111

(内線:2316~2319,2321~2323)



住民税 1万円 + 所得税 3万円の定額減税

定額減税は、ひとりあたり住民税 1万円・所得税 3万円を扶養家族分を含め税額から控除するものです。ただし、所得税が 3万円未満であったり、住民税が 1万円未満で控除できない分は、市区町村から本人に給付されます。所得税の減税は、予定納税時や確定申告時源泉徴収と年末調整分で実施されます。

国税庁は定額減税特設ホームページ、給与支払者向けの所得税減税コールセンターを開設しています。

住民税減税実施方法は、個人住民税の徴収方法によって、以下のように異なります。

1. 納付書などで住民税を支払っている方
→6月(第1期)分から控除
2. 給与から住民税が引かれている方
→6月分は税徴収なし。年間税額から1万円控除した額を11分割して、7月以降に毎月控除
3. 年金から住民税が引かれている方
→10月分から控除(8月徴収分までは徴収金)

尾久消防団消防操法審査会開催

5月19日、尾久消防団全6分団が操法を披露し、審査が行われました。優勝は第一分団(町屋1・2丁目)、準優勝は第5分団(西尾久1・2・3丁目、東尾久4・5・8丁目)、第三位は第四分団(東尾久1~3・6・7丁目)でした。日頃から訓練・活動している消防団員さん、いつもありがとうございます。尾久消防団では団員募集中。ご



関心のある方、ぜひお問合せください。【消防団問合せ先】尾久消防署防災安全係 電話:03-3800-0119

発行:日本共産党議員団 TEL:3802-4627 FAX:3806-9246 e-mail:arajcp@tcn-catv.ne.jp

<北村あや子事務所>
荒川区西尾久2-4-8-1階
TEL&FAX:3894-6668



特殊詐欺

2023 年区内被害総額1億5390万円

2023年に区内で起きた特殊詐欺は53件(認知件数)で、被害総額は1億5390万円にのぼり2022年の約2倍になったそうです。認知件数・被害総額ともに増加傾向です。

「貯金詐欺、キャッシュカード詐欺」が最多。電話で自治体職員などを名乗り「医療費の還付金がある」などと言ってキャッシュカードをだまし取る、警察を名乗り「キャッシュカードが不正利用されているので確認したい」などと言って偽造カードとすりかえるなどの手口が多いとのこと。

被害者の約8割が70歳以上

被害者年齢は約8割が「70歳以上」ですが、60代では主に年金の還付金詐欺の被害が多いようです。

特殊詐欺防止対策は

犯行の77%が電話を使っています。荒川区では固定電話に自動的にメッセージを流し、通話が録音される「自動通話録音機」を無料で設置(対象65歳以上)することができます。60代以下でも2~3割被害があります。設置対象年齢を引き下げてもいいのではないのでしょうか。

また、屋外スピーカーや青パト(安全・安心パトロールカー)から流れる防犯や交通安全の注意喚起の音が、今年1月から荒川区出身の国民的声優、野沢雅子さんの声になっています。ドラゴンボールの悟空などで親しみのある声が区好評です。特殊詐欺被害防止に効果があるといいですね。

【問合せ】生活安全課生活安全係 電話番号:03-3802-3111(内線:494)

あれ?もしかして、その電話...

これで安心!

自動通話録音機

かかってきた電話(相手側)に「録音します」と警告アナウンスを流します。声や会話内容を録音されたくない詐欺犯人やしこいセールスなどの電話に効果があります。

費用 **無料**
設置も業者が行います

対象 **区内在住の65歳以上**の方
同居家族がいても可

電話で申込!

荒川区 生活安全課
03-3891-8883



第14回あらかわバラの市開催



5月18日土曜日、町屋駅周辺でバラの市が開かれました。バラの鉢植えや園芸用品を買い求める方、サクソフォンカルテットの演奏を楽しむ方々にぎわいました。都電沿線、宮ノ前公園、あらかわ遊園へ向かう道の植え込みなど、バラがとても美しいですね。日々お手入れをしてくださっているボランティアの皆様に感謝です。



街の声

*NHK 朝のドラマ「虎に翼」を毎回楽しく見ています。いまでも女性への偏見や差別に「はて?」と思うことがあります。ドラマでは、たたかう女性だけでなく、たたかわない女性も描き、問題提起して共感できます。

➡私も見えています。明治大学博物館(千代田区神田駿河台1-1)では女子部の軌跡をたどる資料などを紹介する企画展が10月28日まで開催中とのこと。訪れてみたいですね。ちなみに、北村事務所定例法律相談の担当弁護士さんは女性で、先生もドラマを見ているそうです。

【訂正】前号カラス被害の記事内「巢の撤去」問い合わせ先に誤りがありました。正しくは環境課(内線483)です。お詫びし、訂正させていただきます。

日時:2024年6月21日(金)18:30~20:00

会場:北村あや子事務所(西尾久2-4-8)

TEL&FAX:03-3894-6668 **要予約**

日々の生活、仕事、相続...ひとりで悩まずに相談を。

弁護士と北村がお話をうかがいます。

生活相談はいつでもお気軽にどうぞ。

法律相談 HOUJITSU SODAN

信用金庫 尾久八幡神社 宮ノ前

至小台 至熊ノ前

北村あや子事務所 西尾久2-4-8 1階 TEL 3894-6668